

時間外労働
休日労働 に関する協定届

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)			
一般貸切旅客自動車運送事業		みどり観光バス株式会社		沼津市市場町丁目00番地 (0559-35-0000)			
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間		期間
					1日	1日を超える一定の期間(起算日)	
① 下記②③のいずれにも該当しない労働者	需要の季節的な増大等に対処するため(詳細は別添協定書記載のとおり)	別添協定書記載のとおり	別添協定書記載のとおり	1週40時間 1日の時間	別添協定書記載のとおり		平成12年4月1日 から平成13年3月31日まで
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	同上	同上	同上	1週40時間 1日の時間			同上
③ 育児又は家族介護を行う女性労働者のうち延長することができる時間を短くすることを申し出た者	同上	同上	同上	1週40時間 1日の時間			同上
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻		期間
需要の季節的な増大等に対処するため(詳細は別添協定書記載のとおり)		別添協定書記載のとおり	別添協定書記載のとおり	各週1日 国民の休日	別添協定書記載のとおり		平成12年4月1日 から平成13年3月31日まで

協定の成立年月日 平成12年 3月 10日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 氏名 みどり観光バス株式会社 整備課主任

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (投票による選挙)

佐藤 義一

平成12年 3月 14日

使用者 職名 氏名 みどり観光バス株式会社 代表取締役社長 鈴木 和夫

沼津 労働基準監督署長 殿

記載心得

- 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第1項ただし書の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。
- 「延長することができる時間」の欄の記入に当たっては、次のとおりとする。
 - 「1日」の欄には、労働基準法第32条から第34条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超過して延長することができる時間であって、1日についての限度となる時間を記入すること。
 - 「1日を超える一定の期間(起算日)」の欄には、労働基準法第32条から第34条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超過して延長することができる時間であって、同法第36条第1項の協定で定められた1日を超え3箇月以内の期間及び1年間についての延長することができる時間の限度に関して、その上欄に当該協定で定められたすべての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該期間についての限度となる時間を記入すること。
- ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者(対象期間が3箇月を超える変形労働時間制により労働する者に限る。)について記入すること。
- ③の欄は、労働基準法第133条の特定労働者であって、その者に係る時間外労働を短いものとするを使用者に申し出たものについて記入すること。
- 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であって労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。
- 届出には氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。